

奈良市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成 29 年 3 月 10 日

(趣旨)

第 1 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下、「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の方針を定め、総合的に推進する。

(対象となる障害者就労施設等)

第 2 この方針において、調達の対象となる障害者就労施設等は法第 2 条において規定される次のアからクまでの施設等をいう。

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- エ 小規模作業所
- オ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく厚生労働大臣の認定を受けた特例子会社
- カ 法施行令（平成 25 年 1 月 30 日政令第 22 号）第 1 条第 2 号に定める重度障害者多数雇用事業所
- キ 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者
- ク 障害者雇用促進法に定める在宅就業支援団体

(対象物品等及び対象組織)

第 3 本市が調達する物品及び役務を対象とし、本市のすべての組織において取り組むものとする。

(調達の取り組み)

第 4 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次のとおり取り組む。

- (1) 職員に法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するため全庁的な取り組みをすすめる。
- (2) 物品及び役務の調達が円滑に行えるよう、障害者就労施設等から調達すること

が可能な物品及び役務について情報収集を行い、全庁で共有する。

- (3) 障害者就労施設等から調達することが可能な物品及び役務の調達に際して、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

(調達目標の設定)

第 5 調達目標は、調達実績件数が前年度の実績を上回ることを目標とする。

(実績の公表)

第 6 本市は、本調達方針に基づき調達目標を定めた物品及び役務について、調達の実績を毎年度集計し、その概要を公表する。

(その他)

第 7 物品等の調達における契約手続きについては、奈良市契約規則の規定によるものとする。また、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するため、必要に応じ本方針見直しを行う。